

故中曽根康弘氏の内閣・自由民主党合同葬儀について
政府からの弔意表明協力依頼を
最高裁判所が下級裁判所へ通知したことに抗議する会長声明

2020年11月16日

最高裁判所長官 大谷 直 人 殿

千葉県弁護士会 会長 眞 田 範 行

第1 声明の趣旨

故中曽根康弘氏の内閣・自由民主党合同葬儀の実施に当たり、政府からの弔意表明協力依頼を受けた最高裁判所が全国の下級裁判所に同依頼を通知したことは、最高裁判所の政治的中立性及び司法権の独立を大きく毀損した極めて不適切な対応であり、当会は、最高裁判所の今般の対応が市民の司法に対する信頼を根底から揺るがすことを強く憂慮し、二度と同様のことをしないよう厳重に抗議する。

第2 声明の理由

1 経緯

本年10月17日、内閣と自由民主党は、同党の元党首であり元内閣総理大臣であった故中曽根康弘氏の合同葬を行った。政府が特定の政党と私人の葬儀を合同で行うこと及びその葬儀に公費を支出することには、公務員の政治的中立性の観点等から国民の中に異論も多くあったところである。

報道によれば、政府は、合同葬に先立つ10月2日、合同葬当日に各府省が弔旗を掲揚し、午後2時10分に黙祷することを閣議了解し、各府省へ弔旗の掲揚や黙祷による弔意表明の協力を依頼した。

内閣府は、10月2日付事務次官名の文書により最高裁判所にも同様の弔意表明の協力依頼をした。これを受け、最高裁判所は8日付で各地の高裁、地裁、家裁などに「内閣府事務次官から別添のとおり協力の依頼がありました」として本件合同葬当日の弔旗掲揚と黙祷による弔意表明協力依頼の通知文書を送ったとされる（以下「本件最高裁判所通知」という。）。

2 本件最高裁判所通知の問題点

(1) 司法権の独立を大きく毀損したこと

司法権の独立、すなわち、裁判が外部からの政治的干渉・圧力を受けず、法に従って厳正かつ公正に行われることは、法の支配を実現し、裁判を通じて国民の権利を保障する上で極めて重要である。

最高裁判所は、司法に関する規則制定権（同77条）、下級審裁判官の

指名権（同 80 条 1 項）、更には違憲立法審査権（憲法 81 条）を有し、裁判官の人事、裁判所の予算などの司法行政権を統括する機関である。

司法権の独立のため、すべて裁判官はその良心に従い独立してその職務を行い、憲法及び法律にのみ拘束されるが（同 76 条 3 項）、裁判官の独立を担保するためには、個々の裁判官のみならず裁判所が組織として政治権力から独立していなければならない。最高裁判所は、三権分立の一翼を担う司法権の最上位組織であるから、政治的中立性及び独立性が一層強く求められるというべきである。

しかるに、本件最高裁判所通知は、行政権からの要請に従い、特定の政党が関与する政治的色彩の強い合同葬について、下級審裁判所と所属する裁判官その他職員に対し弔意表明の協力を促し、司法権の独立と政治的中立性を大きく毀損するものである。

加えて、合同葬は死者を悼む儀式であるから、個人の思想良心の自由や信教の自由と密接に関係する行事であるところ、最高裁判所が弔意表明協力依頼を通知することによって、特定の思想良心や信教に対する支持を示したものと受け止められかねないものである。

最高裁判所は、内閣府からの要請に対し、司法権の独立の観点から下級審裁判所へ通知をする必要はなかった。

なお、政府は、文部科学省を通じて、全国の国立大学や都道府県教育委員会にも弔意表明協力依頼を周知したが、例えば、大阪府教育委員会は、特定政党への支持や政治的な活動を禁じている教育基本法 14 条に抵触する恐れがあると判断し、高校などの府立校に通知しなかった。最高裁判所においても通知をする必要はなく、通知すべきでなかった。

（２）最高裁判所大法廷判例に照らし不適切であった

本件最高裁判所通知は、最高裁判所平成 10 年 12 月 1 日大法廷決定（平成 10 年（分ク）第 1 号 裁判官分限事件の決定に対する即時抗告事件）の判示に照らしても極めて不適切である。

同決定は、「裁判官は、独立して中立・公正な立場に立ってその職務を行わなければならないのであるが、外見上も中立・公正を害さないように自律、自制すべきことが要請される。司法に対する国民の信頼は、具体的な裁判の内容の公正、裁判運営の適正はもとより当然のこととして、外見的にも中立・公正な裁判官の態度によって支えられるからである。

したがって、裁判官は、いかなる勢力からも影響を受けることがあってはならず、とりわけ政治的な勢力との間には一線を画さなければならない。そのような要請は、司法の使命、本質から当然に導かれるところであり、現行憲法下における我が国の裁判官は、違憲立法審査権を有し、法令や処分の憲法適合性を審査することができ、また、行政事件や国家賠償請求事件などを取り扱い、立法府や行政府の行為の適否を判断する

権限を有しているのであるから、特にその要請が強いというべきである。」と判示する。

このような判示に照らせば、最高裁判所こそ自ら襟を正さなければならないというべきである。

本件合同葬は、特定の政党の党首を務めた政治家の葬儀を同党と政府が合同で行う行事であって、同党は上記判決が「一線画さなければならない」と判示した「政治的な勢力」に他ならない。

個々の裁判官には「外見上も中立・公正を害さないように自律、自制すべきことが要請され」、司法権の担い手であるゆえに「特にその要請が強い」というのであるから、最高裁判所自体が、下級審の全ての裁判官に向けて、「一線画さなければならない」「政治的な勢力」の行う合同葬について弔意表明という個人の思想良心に関わる協力依頼を通知することは、背理というほかない。

また、最高裁判所は、最終審として「違憲立法審査権を有し、法令や処分憲法適合性を審査することができ、また、行政事件や国家賠償請求事件などを取り扱い、立法府や行政府の行為の適否を判断する権限を有している」ことに鑑みれば、個々の裁判官に要請される以上に強く「外見上も中立・公正を害さないように自律、自制すべき」ことが要請されなければならない。

(3) 本件最高裁判所通知の効果と影響

本件最高裁判所通知は、下級審裁判所の裁判官その他職員に対し、最高裁判所が特定の政党に同調しこれを支持する立場であることを示したものと受け止められる恐れがあり、ひいては、最高裁判所のこのような立場に付度して具体的な裁判の内容の公正、裁判運営の適正が歪められる可能性も完全には否定できない。

更に、本件最高裁判所通知は、一般市民に対し、最高裁判所および下級審裁判所が特定の政党に同調しこれを支持する立場であると思わせる可能性があり、裁判所が政治的に中立でないとの疑念が生じることは否定できず、国家権力による個人の権利侵害を争う各種の行政訴訟や国家賠償請求訴訟において、中立・公正な判断を期待できないとの疑いを生じることも否定できず、市民の司法に対する信頼を傷つけることにもなりかねない。

3 結語

以上から、当会は、司法権の独立、裁判所の政治的中立性の確保、司法に対する市民の信頼確保、及び人権擁護の観点に立ち、本件最高裁判所通知が市民の司法に対する信頼を根底から揺るがすことを強く憂慮し、二度と同様の対応をしないよう、厳重に抗議する。

以 上